

日本の転換した安全保障政策をめぐって --「中華民国政府」の防衛政策への提言--

胡 慶山

(淡江大学国際研究学院アジア研究所日本研究組専任副教授兼日本研究センター主任)

【摘要】

本論文は、日本の集団的自衛権に基づく二〇一五年日米防衛のための指針改正の可能性、主体的な決定権をもつ国家安全保障会議の位置づけ、日本の集団的自衛権による国家安全戦略のものと日米同盟を中心とする同盟拡大、平成27年度の防衛計画に基づく防衛予算の評価、同年に成立された日本平和安全法制といった日本の積極的な平和主義を検討することとしてから、「中華民国政府」の取るべき防衛政策については、結びとして提言することとする。

キーワード：日本、安全保障、集団的自衛権、日米防衛のための指針、国家安全保障会議、日米同盟、積極的な平和主義、中華民国政府

一、はじめに

北朝鮮の核問題¹およびミサイル開発²、中国による尖閣列島への奪取作戦の危険可能性³、イスラムテロ組織による日本の人質殺害⁴、サイバー攻撃⁵などで、日本をとりまく安全保障環境は、いっそう厳しくなっているとみられている。このような事情では、いままでの消極的な平和主義をとってきた日本政府は、あらゆる安全保障政策を転換せざるをえなくなった。いわゆる個別的自衛権から集団的自衛権へ、とくに日米防衛のための指針改正へ向かっており、国防会議から国家安全保障会議へ、国家安全保障戦略の提出、といった積極的

¹ 日本では、核問題とともに拉致問題が一緒に取り扱われており、六者協議をはじめ、北朝鮮の核問題が取り扱われるたびに、韓国の拉致問題も合わせて考えられてほしいと指摘された（家族会、救う会、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会『「北朝鮮拉致」の全貌と解決：国際的視野で考える』（産経新聞、2007年）78ページ）。

² 日本のマスコミは、日本が発射した場合は「ロケット」と呼び、北朝鮮が発射した場合には、「ミサイル」と呼んでいるが、これは言葉の使い分けで、事実上、両者は同じものである（蒲公英『戦争の真実：死と再生の魔術』（文芸社、2006年）55ページ）。

³ 浦野起央『地図と年表で見る日本の領土』（三和書籍、2014年）36ページ。

⁴ 白戸圭一「テロに走るイスラム過激主義勢力——統治力試されるアフリカ大陸」『外交 Vol.19 特集：日本戦略外交の死角アフリカ』Vol.19（「外交」編集委員会、2013年）、61-67ページ。

⁵ 標的型サイバー攻撃に使用された手法については、不正プログラムが添付されたメールの送付（93.3%）、不正なウェブサイトへ誘導するメールの送付（53.3%）、その他（6.7%）と指摘されている（香山哲司『なぜマイクロソフトはサイバー攻撃に強いのか？』（技術評論社、2014年）17ページ）。

な平和主義に基づく積極的な防衛計画を策定した。

一方、「中華民国政府」は、二〇一四年一月二九日、二二県市の首長や地方議員などを選任する統一の地方選挙が行われた。この選挙は、来年の中華民国政府第十四任目の総統選挙の前哨戦と見られている。その結果としては、国民党は、台北市、桃園市、台中市の地方首長のポストを喪失した。それに対して、民進党はもともとの六県市の首長から十三の首長ポストを獲得した。台湾の地方政治の仕組みが変えられた。最も注目には値するのは、台北市の市長選挙である。無所属の柯文哲医師は、五十七・一％対四十・八％で、ライバルの連勝文を圧勝した。世論調査によると、若世代の年齢層が八十％が柯文哲医師に投票した。要するには、台湾では、政治的不平等と経済的不平等という二重の欠陥を持っている状況で、二〇一四年の向日葵学生運動という背景のもと、いままでの金銭と権力との政治体制に相違の価値観を示してきたと分析された⁶。なお、二〇一五年四月三日の報道によると、エンジンに不具合が見つかるなどし、台湾台湾空港に緊急着陸した米軍のF18 戦闘機二機が、アメリカが二日、技術者などを乗せたC130 輸送機を現地に派遣し、三日午後、修理を終えて台南空港を飛び立った⁷。

本論文は、日本の集団的自衛権に基づく二〇一五年日米防衛のための指針改正の可能性、主体的な決定権をもつ国家安全保障会議の位置づけ、日本の集団的自衛権による国家安全戦略のもとの日米同盟を中心とする同盟拡大、平成27年度の防衛計画に基づく防衛予算の評価、同年に成立された日本平和安全法制といった日本の積極的な平和主義を検討することとしてから、「中華民国政府」の取るべき防衛政策については、結びとして提言することとする。

二、日本の安全保障に関する問題提起

まず、日本の安全保障問題の提起である。日本の安全環境の変化は、少なくとも長期間の北朝鮮からの脅威⁸および近年の中国台頭による海洋進出⁹であることなどに集中できるのではないかと思われる。

長期間の北朝鮮からの脅威についてであるが、一九九八年八月三十一日、北朝

⁶ 張鉄志「台北市長選挙は青年世代的選擇」、騰訊大家

<http://dajia.qq.com/blog/459303021614475> (閲覧日付 2015 年 3 月 8 日) ; 加藤嘉一「台湾地方選で国民党惨敗 中国民主化と中台関係へどう影響するか」<http://diamond.jp/articles/-/63015> (閲覧日付 2015 年 4 月 1 日)。

⁷ 台湾・台南に緊急着陸の米軍 F 1 8 戦闘機、修理終え飛び立つ

<http://japan.cna.com.tw/news/apol/201504030007.aspx> (閲覧日付 2015 年 4 月 7 日)。

⁸ 二〇〇六年の「日米同盟」にあたり、「ならず者国家」と対決するアメリカへの協力により、北朝鮮の脅威から日本を守るべくアメリカに要請できる (佐伯啓思『文明的野蛮の時代』(エヌティティ出版、2012 年) 46 ページ)。

⁹ 実際、安全保障面から見ても近年の中国軍事関連の動向には、不透明な国防強化、強引な海洋進出など、急台頭する中国が、アジア地域の平和と安定のパートナーとなるのか、それとも地域を不安定させる要因になるのか (21 世紀中国総研『中国ハンドブック 2008 年版』(蒼蒼社、2008 年) 140 ページ)。

鮮は、テポドンミサイルの人工衛星を発射した。また、翌年五月二十日、アメリカ専門家チームは、北朝鮮地下核疑惑を指摘した。二〇一五年三月二日、北朝鮮は、日本海に向け、スカッドCという短距離弾道ミサイル二発を発射した。同日に始まった米韓合同軍事演習へのけん制と見られている。ここにいう米韓合同軍事演習は、朝鮮半島武力紛争を予測した共同軍事演習、つまり「キー・リゾルブ (Key Resolve、重大な決意)」(米軍約八六〇〇人、韓国軍約一万人) および「フォール・イーグル」(四月二四日まで) という野外機動トレーニングを指している。この演習は、二〇一五年三月十三日まで行われた。注目に値するのは、アメリカの最新の新鋭沿海域戦闘艦「フォートワース」がはじめて参加した¹⁰。韓国国防省によると、この発射は、国連安全理事会決議に違反し、いかなる挑発にも断固として対応すると述べた¹¹。

中国台頭の海洋進出については、二〇一〇年八月七日、中国人民解放軍将軍である楊毅(中国国防大学の戦略研究所所長)は、「中国の海洋進出は必然で、どんな包囲網も海軍の歩みを阻止できない」と言い出し、次のような考え方を明らかにした。つまり、沖縄、台湾、フィリピンを結ぶ「第一列島嶼線」に沿ったアメリカ軍による海上包囲網を突破することである。ここにいう「第一列島嶼線」は、中国にとって、「国益拡張にとり最大の障害」と公言した。この発言の後で、沖縄近海の東シナ海や太平洋において、海上摩擦が頻発した。中国人民解放軍の羅援将軍も、「第一列島嶼線を中国台頭の障害にさせない」と強く述べ、「中国の国家利益が及ぶ海域はどこでも海軍が保護するべきだ」と強調した¹²。中国紙の国際先駆導報によると、二〇一〇年三月、四月に沖縄と宮古島水道を通過し、軍事演習を実施したのは、「日米に対し中国海軍に列島線の概念はないことを示す狙いがある」と述べた。

また、日本と中国が尖閣列島の領有権を主張しながら、二〇一四年の最後の九ヶ月、日本航空自衛隊は、七四四回の緊急発進をした。二〇一五年三月七日、日本航空自衛隊那覇基地の鈴木指令は、尖閣列島上空での中国の戦闘機に対する緊急発進が、年間四〇〇件以上にのぼり¹³、これにより、日本政府は、沖縄那覇における新しい航空基地を建て、四〇機の戦闘機を配備することになった。このような平時でも有事でもないまま、日本の国家主権が侵害されるという

¹⁰ 宮崎健雄、「北朝鮮、日本海に向け短距離ミサイル2発発射」、2015年3月2日、<http://news.livedoor.com/article/detail/9839700/> (閲覧日付 2015年3月10日)。

¹¹ 韓国の聯合ニュースは6日、政府関係者の話として、北朝鮮が日本海に航空機と船舶の航行禁止区域を設定したと報じた。期間は1日から、終了日は明らかでない。他の関係者は中距離弾道ミサイル「ノドン」を搭載した移動式発射車両の動きが観測されたとして、禁止区域設定はノドン発射と関係している可能性があると話した(北朝鮮、ミサイル発射準備か 韓国メディア報道 http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H4T_W5A400C1EAF000/ (閲覧日付 2015年4月7日))。

¹² 北京共同通信、「中国軍、第一列島線突破を断言 海上摩擦増加も」、2010年8月7日、<http://www.47news.jp/CN/201008/CN2010080701000720.html> (閲覧日付 2015年3月10日)。

¹³ IRIB WORLD SERVICE 「緊急発進は航空自衛隊を消耗させる」、2015年3月7日、<http://japanese.irib.ir/news/latest-news/item/52747> (閲覧日付 2015年3月10日)。

「グレーゾーン」事態が生じやすくなっている。

なお、大量破壊兵器やミサイル、サイバー攻撃能力などの軍事技術の急速な発展と拡散、イスラム国家に代表される国際テロ組織などにより、日本から離れた地域で生じた脅威は、日本の安全保障に対して直接的な影響を及ぼしかねないことであると考えられている。

三、日本の個別的自衛権から集団的自衛権への転換

日本政府は、二〇一四年七月六日、閣議決定で、集団的自衛権の行使を、日本国憲法第九条において許容される自衛の措置として位置づけられた。武力行使の新たな三つの要件を提出した¹⁴。すなわち、日本に対する武力攻撃が生じた場合だけではなく、①日本と密接な関係をもつ他国に対する武力攻撃が発生した場合に、憲法前文に明記している国民の平和的生存権および第十三条の生命、自由および幸福追求権を踏まえて、②日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、日本は、③必要かつ最小限度の武力行使が許容されるとされた。二〇一五年三月六日、日本政府は、前記の新しい三つの要件に基づき、現行の日本武力攻撃事態法および自衛隊法を改正し、日本が直接攻撃を受けていなくても、集団的自衛権を行使することができる新しい事態を前記の二つの法律に盛り込むことになった¹⁵。なお、新しい事態に当たるか否かについては、日本の国家安全会議（NSC）で審議され、閣議決定を行い、それを認定する。

四、一九九七年日米防衛のための指針から二〇一五年同指針改正への転換

二〇一四年十月の「二プラス二」日米安全保障協議委員会（SCC）会議で、日米の外交と防衛担当の閣僚は、日米防衛協力の適切な役割分担を定める「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を改定することが合意された¹⁶。にもかかわらず、二〇一四年の日本衆議院の解散・総選挙や、ヘーゲルアメリカ国防長官の更迭、エッペクでの日本と中国との首脳会談、二〇一五年四月の統一選挙、二〇一四年七月一日の集団的自衛権の行使という憲法解釈を行った閣議決定に基づく日本の安全保障法制の整備作業が難航していることで、前記のガイドラインの改定が延期された。今回の日本の安全保障法制の見直しは、日本自衛隊法、日本周辺事態安全確保法、日本国際協力法、日本テロ対策特別措置法、日本警察官職務執行法、日本海上保安庁法などが含まれている。日本

¹⁴ 「閣議決定と新3要件」、朝日新聞朝刊、2014年7月6日、<https://kotobank.jp/word/%E9%96%A3%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%A8%E6%96%B0%E8%A6%81%E4%BB%B6-896977>（閲覧日付2015年3月10日）。

¹⁵ 「集団的自衛権で政府『新事態』提示 与党は詰め協議へ」、朝日新聞、2015年3月6日、<http://www.asahi.com/articles/ASH363CJBH36UTFK002.html>（閲覧日付2015年3月10日）。

¹⁶ 集団的自衛権の行使容認など安全保障関連法案全部の提出を来年の通常国会に先送りする方針を打ち出した（鈴木美勝「日中『不信連鎖』の中の安保戦略リスク」『外交（特集：歴史の戦争 試される外交）』Vol.26（「外交」編集委員会、2014年）、61ページ）。

の安全保障法制関連法案の審議は、二〇一五年の通常国会で予算が成立し、日本統一地方選挙が完了する五月ころ、開始されると見込まれている。今回のガイドラインの改定は、更なる強力な日米同盟を構築していく戦略的な枠組みを作る一方、日本は、前記の問題提起にある安全保障環境において、更なる主体的な役割を果たすことが要求されている。

また、日本の安全保障法制に関する閣議決定は、平時からグレーゾン事態、日本に対する武力攻撃までへの切れ目のない対応、武力紛争を未然に防止し、国連PKOなど国際平和協力活動への積極的な参加を通じて、日本の防衛力を強めながら、アメリカとの集団防衛の実効性をさらに深めることを目指している。とくに注目を浴びたのは、グレーゾン事態への対処について、日本自衛隊と警察や海上保安庁などの連携を強めつつ、日本の自衛隊の治安出動や海上警備行動をさらに迅速に命令できるよう、という日本の安全保障法制の課題である。問題になりかねないのは、グレーゾン事態に自衛隊が積極的に対処する場合、アメリカを含め他国から過剰反応と受け止められる可能性があることである。中国にとっては、軍がおこなう活動は、すべて軍事活動であると認識し、日本政府が自衛隊を海上警備行動などで出動させた場合、中国は、日本が事態を拡大させたと国際社会に対して広報するであろう。したがって、いかにして日本の自衛隊関与のプロセスを透明化させるのかについて、次のような二点が指摘されている¹⁷。①領域警備法案では、警察や海上保安庁に一義的な責任をあたえたまま、事前に法執行機関においては十分な対処ができない「領域警備区域」を設定すべきであること、②数十隻の漁船が日本の離島を占拠した場合、日本の自衛隊が出動できる事態の基準も事前に設定すること、である。

日米防衛のためのガイドラインは、両国が共同作戦計画などの様々な研究や調整を行う大枠と方向性を示すものであり、ガイドライン改定の間接報告によると、今年度の二〇一五年改定の重点が切れ目のない日米同盟協力の実現である。具体的にいえば、日米両国は、平時からグレーゾン、有事まで切れ目なく日米軍事同盟の調整を行うメカニズムを構築し、周辺事態という地理的な概念を廃止し、米軍と日本自衛隊が一体化となり、グローバルにお互いに協力しあうことになるのであろう。冒頭に述べたとおりに、ガイドライン改定により、日本は、中国との対立に巻き込まれる恐れがあるために、自国の安保法制を整備することに対して、主体的な役割を目指しながら、実効的なガイドライン改定に着手しているところである。ガイドライン改定にあたり、注目を浴びたのは、中国や北朝鮮をはじめの国際社会に対して、日米軍事同盟の目的および中身の透明性を高める必要があると、両国は認識している。それを通して、ガイドライン改定は、国際社会に日米軍事同盟の緊密さを示すことが抑止力を高めることにされているが、アメリカは、すでに中国と、前記の日米防衛政策の

¹⁷ 小谷哲男「日米ガイドライン改定 まず安保法制の整備を」
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/4604?page=3> (閲覧日付 2015 年 4 月 1 日)。

変更について事前の通報を行うことを合意しており、長期的な地域の安定を期待している。

さらなる一步を進めると、米軍と日本自衛隊は、効果的な協力を達成するために、お互いのC4ISR (Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance) の能力を統合することが重要であると思われており、両国が共同計画、共同訓練、基地の共同使用などにより、密接な作戦統合を行うことができることになっている。そして、日米統合軍が形成され、最初のには、日米が特別部隊を編成することから始まるのであろう。したがって、日本は、イギリスやフランスなどの軍需産業との協力をを行い、国際社会にある軍事技術や市場などへのアクセスし、武器輸出禁止を緩和することにもなるのであろう。なお、日本は、韓国と関係を改善することにより、北東アジアの安全保障にとり、重大な利益を生じると確信され¹⁸、両国は、情報共有を始め、北朝鮮の核関連および大量破壊兵器 (WMD) による制限を緩和するさらなる情報共有を強化すべきであろう。そして、アメリカは、韓国との高高度ミサイル防衛体系 (Terminal High Altitude Area Defense, THAAD) の配備も、北東アジアの安全保障にとり、非常に重要であろうと指摘された¹⁹。

五、主体的な決定権をもつ国家安全保障会議の位置づけ

二〇一三年一月二七日に、日本は、「国家安全保障会議の設置に関する法律」が採択され、同年二月四日に日本の国家安全保障会議が設置された。同会議には、いままでの安全保障会議の役割を果たしてきた九大臣会合をはじめ、四大臣会合と緊急事態大臣会合が新設された。四大臣とは、首相、官房長官、外相、防衛相を指している。同会合は、国家安全保障についての外交政策および防衛政策の基本方針などに関して、平素から実質的に審議し、戦略的な観点から基本的な方針を示す。緊急事態大臣会合は、首相、官房長官および関係大臣が重大な緊急事態への対処を審議する場である。さらに、国家安全保障局新しく設置され、事務局としての役割を果たすほかに、国家安全保障にかかわる外交・防衛政策の基本方針などの企画を立案し、総合的に調整し、資料・情報を整理する事務も担当するとされている。同会議は、アメリカの国家安全保障会議 (NSC) を倣い、「日本版NSC」とも通称されている²⁰。二一世紀において

¹⁸ 1998年10月の韓国金大中大統領と日本小渕恵三首相の日韓パートナーシップ共同宣言が注目されている。

¹⁹ ジム・プリスタップ (Jim Przystup) は、アメリカの国家戦略研究所、国防大学の上級研究員であり、ヘリテージ財団アジア研究センターの元所長、アメリカ下院議会のアジア・パシフィック業務小委員会の元職員、国防長官室の政策計画スタッフの地域安全戦略元責任者であり、東アジア地域の安全保障問題の専門家である。ピーター・エニス「はるか先に日米統合軍が見えている——防衛ガイドライン見直しの焦点とは？」<http://toyokeizai.net/articles/-/63837> (閲覧日付 2015年4月1日)。

²⁰ 防衛省防衛研究所「日本安全保障政策の新たな展開」

安全保障環境の変化のスピードが増しており、安全保障に関する政策部局の間の連携を強化し、最高意思決定者に対する補佐機関の重要性が増大しつつあり、その決定プロセスが見直されており、日本には、その国家安全保障会議を設置するのが、その潮流に乗っているといえよう。

前記の日本国家安全保障会議の主体的な位置づけについては、次のような四つの役割が示されている。第一に、外交政策、防衛政策を中心にしながら、エネルギー安全保障、経済安全保障、食料安全保障、資源安全保障などをめぐって、広い領域の政策決定である。とくに、中国の台頭をめぐって、日本の外交政策、防衛政策、通商政策、金融政策などについて、連携させ、包括的な取り組みを必要とし、二〇一〇年九月の尖閣列島をめぐる事案では、中国がレアアースの輸出制限などという通商政策をも運用したことを思い出すと、一つの好例であると考えられている。言い換えれば、この政策的な運用面については、軍事的脅威の重要性が相変わらないし、軍事的政策のみならず、人権、環境、経済、疫病、犯罪、社会的な不正などを包括すべきであると指摘されている。二〇一三年の日本防衛大綱によると、「国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している」という言及は、まさに、日本国家安全保障会議の国家安全保障戦略にかかわる政策的な討議の重点であろうし、また、「海洋、宇宙、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野に指針を与える」とも、その重点の一つであろう。

第二に、今回、内閣官房に設置された国家安全保障局²¹は、官房長官のもとで国家安全保障会議の主体的な位置づけを支える組織であり、局長のもとで、次長二人、内閣審議官三人が置かれ、外務省・防衛省など、国家安全保障に関係する省庁から優秀な人材を集めた七十名程度の組織でもあり、局内では、地域や各種の安全保障にかかわる政策テーマに応じて企画・立案・総合調整に取り組む班なども置かれている。日本の国家安全保障会議は、主体的な位置づけを維持するため、四大臣会合を二週間に一回程度開催するとされ、国家安全保障局長、次長、各省の局長級という幹事が同会議を補佐するとされている。最も重要なのは、同会議の議論を通して、国家安全保障局が複数省庁に跨る事案について企画・立案・総合調整を行い、いままでの縦割りを減らすことがとくに工夫されており、広がりや先見性のある実質的な討議が期待され、省庁間の連携、協力体制が実効性を持ちながら進められるべきことが望まれている。

第三に、情報面での縦割りを減らすためには、国家安全保障局は、情報そ

<http://www.nids.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2014/j01.pdf>（閲覧日付 2015 年 4 月 2 日）。

²¹吉崎知典「国家安全保障会議(日本NSC)の仕組みと機能」『外交(特集:日本外交未知との遭遇)』Vol.23(「外交」編集委員会、2014年)、88ページ。

のものを収集せず、評価も行わないにもかかわらず、情報部門からの資料や情報を総合して整理する事務を担うものである。したがって、政策部門としての国家安全保障会議自身は、かりに情報の評価や分析を行うならば、政策的な指向性に基づく評価・分析のバイアスが生じやすいから、情報部門と政策部門の独立を維持しながら、意思決定に必要なすべての情報が迅速に情報部門から政策部門に提供することは、重要であろう。

第四に、国家安全保障会議には、緊急事態大臣会合が設置され、つまり首相、官房長官および事態にかかわりの深い国務大臣により、集中し、機動的かつ実質的な討議が行われ、危機管理全般については、やはり内閣危機管理監が担いながら、同会合の事務を国家安全保障局が担当することとなっている。ここにいる危機管理とは、急速な制度の変更が何らかの予期せぬ問題を引き起こしかねないリスクがあるからこそ、重大な緊急事態については、国家安全保障局と危機管理監が連携して緊急事態大臣会合を迅速かつ的確に開催するなど、両部門の円滑な連携が確保されなければならないのである。とくに、安全保障にかかわる事案処理体制は、制度的な明確性を持ちながら、短期的効果よりも、長期的な効果が齎されることが期待されている。要するには、日本の国家安全保障会議は、その主体的な位置づけという役割を果たすために、「会議」にとどまらずに、安全保障に関連する国家としての意思決定プロセス全体が充実していくことが、その意義は、過小評価できないと付言されたいのである。

六、日本の集団的自衛権による国家安全戦略のよとの日米同盟を中心とする同盟拡大

過去六十年間にわたり、日米安全保障体制を中核とする日米同盟²²は、日本の平和と安全およびアジア太平洋地域の平和と安定に対して、不可欠な役割を果たしてきたのである。日米同盟は、日本の国家安全保障の基軸でもあり、アメリカのみならず、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピン、オーストラリアといった地域諸国との同盟のネットワークにおいて中核的な要素を持っており、それも、アメリカのアジア太平洋戦略の礎石でもある。

日米同盟は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的な価値および戦略的利益を共有している。日本は、地理的にも、アメリカのアジア太平洋地域への関与を支える重要な戦略的な位置づけでもある。日米同盟は、両国の首脳、閣僚レベルをはじめ、いろいろなレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含むアジア太平洋地域情勢や、国際テロ問題への対策、大量破壊兵器の不拡散などのグローバルな安全保障に関する諸課題についても、ともに取り組んでいる。以下は、日本が取り組んでいくことを述べる²³。

²² 「世界の中の日米同盟」という言葉に見られるように、日米間の同盟協力関係は、アジア太平洋を超えて、今後、ますますグローバルな協力関係へと発展することが求められていく(船越健裕『アメリカの選択、日本の選択』(文芸社、2006年)176ページ)。

²³ 平成二五年一二月17日国家安全保障会議決定閣議決定「国家安全保障戦略について」

第一に、日本は、自身の防衛力を強化し、抑止力を向上し、アメリカによる拡大抑止を提供するという日米同盟の抑止力により、自国の安全を保障する。アメリカとの間で、具体的な防衛協力のあり方や、日米の役割・任務・能力(RMC)の提案などについてのことを議論し、日本の国家安全保障戦略を踏まえたさまざまな政策との整合性を図りつつ、前記の日米防衛協力のための指針を見直し、共同訓練、共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動および米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用を進めるほか、事態対処や中長期的な戦略を含め、様々な運用協力および政策調整を密接に行い、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応などの幅広い安全保障領域における協力を強化し、日米同盟の抑止力および対処力を向上させ、相互運用性の強化を含みながら、装備・技術面での協力、人的交流などの他方面的な取り組みを行う。

第二に、日米安全保障体制を維持するためには、アジア太平洋地域における米軍の最適な兵力態勢を実現するため、日本が主体的に協力するとともに、抑止力を維持・強化しつつあり、沖縄をはじめとする地元における負担を軽減する。その一環として、在日米軍駐留経費負担をはじめとするさまざまな施策により、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を支えつつあり、在沖縄米海兵隊のグアム移転を推進し、在日米軍再編を日米合意により着実に実施し、地元との関係に留意しつつ、自衛隊および米軍による施設・区域の共同使用などを推進する。とくに、沖縄県は、日本の国家安全保障において極めて重要な位置づけであり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大いに寄与しており、在日米軍専用施設・区域の多くが沖縄県に集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む負担軽減のための取り組み²⁴には、日本は、最大限として努力する。

第三に、地政学的にも日本の安全保障にとり、極めて重要な韓国と密接に連携することは、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応をはじめとする地域の平和と安定にとり、重要な意義をもっている。未来志向で重層的な日韓関係を構築し、安全保障協力基盤を強化する。とくに、日米韓の三カ国協力は、東アジアの平和と安定を実現する上で鍵となる枠組であり、竹島の領有権問題については、国際法に則り、平和的に紛争を解決するし、外交努力を行う。

第四に、地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは、普遍的価値のみならず、戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的経済関係を強化し、戦略認識を共有し、安全保障協力を進め、戦略的なパートナーシップを強化する。日米豪の三カ国協力の枠組みを活用しながら、アジア太平洋地域の秩序を形成し、国際社会の平和と安定を維持・強化し、幅広い協力を推進する。

第五に、経済成長および民主化が進展し、文化的多様性を有し、日本のシー

http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy_j/nss_j.pdf#search='%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E5%85%88%E7%B4%84' (閲覧日付 2015年4月4日)。

²⁴ 朝雲新聞社編集局『防衛ハンドブック平成22年版』(朝雲新聞社、2010年) 390,431,518 ページ。

レーンの要衝を占めるアセアン諸国とは、四十年以上にわたる伝統的なパートナーシップにより、政治・安全保障領域をはじめあらゆる領域の協力を深化する。南シナ海問題についての中国との行動規範(COC)を策定し、力ではなく、法とルールに則り、紛争を解決し、効果的かつ法的拘束力をもつ規範が策定されることを支援する。

第六に、世界最大となることが見込まれている人口と高い経済成長や潜在的な経済力を背景に、日本のシーレーンの中央に位置づけ、地政学的にも重要なインドとは、二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づき、海洋安全保障をはじめ幅広い領域で関係を強化する。

第七に、中国との安定的な「戦略的互惠関係」²⁵は、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、不可欠の要素である。とくに、中国が責任のある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を守り、拡大する国防費による軍事力の強化について開放性および透明性を高めさせようと促す。具体的にいえば、両国の防衛交流を継続し、中国の軍事・安全保障政策の透明性を促進し、不測の事態を回避し、中国が日本をはじめとする周辺諸国と、独自の主張により、力による現状変更の図りについては、日本は、事態をエスカレートさせることなく、中国側に自制を求めつつある。

第八に、日朝関係については、日朝平壤宣言により、拉致、核、ミサイルといった懸案²⁶を解決し、関係国に連携しつつ、六者会合共同声明および国連安全保障理事会決議に基づき、非核化に向けた具体的な行動を北朝鮮に求めつつある。

第九に、日露関係については、安全保障およびエネルギー分野での協力を進め、最大の懸案である北方領土問題²⁷については、帰属の問題を解決し、両国の平和条約を結ぶという方針で、交渉していく。

第十に、将来の東アジア安全保障制度²⁸に寄与できる枠組を作るためには、APECをはじめ、EAS、アセアン+3、拡大アセアン国防相会議(ADMMプラス)、環太平洋パートナーシップ(TPP)、日米韓、日米豪、日米印、日中韓、といった機能的かつ重層的に構築された地域協力の枠組および三カ国間の枠組などを活用する。

第十一に、太平洋における島嶼国、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリとは、太平洋・島嶼サメットなどを通して、アジア・太平洋における海洋協力²⁹を強化する。

²⁵ 中国によるアジア席捲の悪夢のシナリオに対して、日本は、中国との経済的相互依存を推進し、彼の領土的野心を抑制して安定的な戦略的互惠関係を築こうとしている(飯田耕司『国防の危機管理と軍事OR』(三恵社、2011年)69ページ)。

²⁶ 浦野起央『日本の国境：分析・資料・文献』(三和書籍、2013年)529ページ。

²⁷ 外務省『外交青書：わが外交の近況』第52期(大蔵省印刷局、2009年)80ページ。

²⁸ 山本武彦、天兒慧『東アジア共同体の構築第一巻』(岩波書店、2007年)132,340ページ。

²⁹ 2009年3月から5月にかけて、米海軍補助艦艇2隻が黄海および南シナ海の排他的経済水域内で中国艦船から妨害を受ける事件があった(久保文明、高畑昭男「第3章オバマ政権の東

第十二に、国際社会のパワーバランスが変化していくなか³⁰においては、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポーランドなどのヨーロッパ諸国とは、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値および市場経済の原則を共有している、日本の重要なパートナーである。EU、NATO、OSCEとの協力を強化し、日本が民主化に貢献してきた東欧諸国およびパルト諸国ならびにコーカサス諸国との関係をも強化する。

第十三に、ブラジル、メキシコ、トルコ、アルゼンチン、南アフリカといった新興国³¹は、国際経済および国際政治での存在感を増しつつあり、二国間関係およびグローバルな課題の協力を強化する。

第十四に、エネルギーの安定供給に直結する湾岸諸国は、日本にとり最大の原油の供給源であり、経済面をはじめとする政治・安全保障分野での協力を強化し、アラブの春によるアラブ諸国の民主化問題、シリア情勢、イランの核問題、中東の平和、アフガニスタンの平和構築などの諸課題については、アメリカ、ヨーロッパ諸国、サウジアラビア、トルコといった重要な国家と協調する。

第十五に、TICAD プロセスを通しては、戦略的資源を豊かに有し、経済成長が続いており、発言権を強めているアフリカ諸国と、協力する。

第十六に、国連のPKOや集団安全保障措置および予防外交や調停などの外交的手段をはじめ、紛争後の緊急人道支援から復旧復興支援までのシームレスな支援、平和構築委員会を通しての支援など、国連が主導する各種の取り組みに積極的に寄与し、集団安全保障機能を強化し、国連の実効性と正当性を向上するために、常任・非常任双方の議席拡大および日本の常任理事国入りなどの安保理改革の実現を追求する。

七、平成 27（2015）年度の防衛計画に基づく防衛予算の評価

日本の平成 27 年度の防衛関係費は、厳しさを増す安全保障環境および一昨年策定された中期防衛力整備計画などを踏まえ、対前年度比+2.0%の4兆9,801億円を確保し、中期防衛力対象経費は、対前年度比+0.8%であ

アジア政策と航行の自由『アジア回帰するアメリカ-外交安全保障政策の検証』（エヌティティ出版、2013年）63ページ。

³⁰ 「外交」編集委員会『外交（特集：2032年「未来予測」を超えて）』Vol.17(時事通信社、2013年)、79ページ。

³¹ 「新興国」の定義は、いろいろであり、またそれらの国々を総称する言葉も複数ある。例えば、投資銀行ゴールド・サックス（Goldman Sachs）のジム・オニール（Jim O'neil）氏により定義された「BRICs」では、ブラジル、ロシア、インド、中国の四カ国とされており、同じゴールドマン・サックスにより提唱された「NEXT11（N-11）」では、韓国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ、パキスタン、イラン、トルコ、エジプト、ナイジェリアの11カ国となっており、なお、BRICs経済研究所の門倉貴史氏により命名された「VISTA」は、ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチンを意味している（情報通信総合研究所「1 新興国の概況・ICT市場俯瞰と日本の課題」『情報通信アウトック 2012』（エヌティティ出版、2011年）290-291ページ）。

る³²。重点は、固定翼哨戒機（P-1）の取得などによる警戒監視能力の強化、沿岸監視態勢の整備や戦闘機（F-35A）の取得などによる島嶼部に対する攻撃への対応の強化を図ると同時に、沖縄基地負担軽減などのための在日米軍再編事業についても、着実に実施を図ることとされている。

一般会計または歳出予算としては、平成26年度の防衛関係費は、48,848億円であり、平成27年度のそれが49,801億円であり、平成26年度から平成27年度へいくと、953億円多くなり、2・0%も成長した。SACO・米軍再編経費（プラス462億円）、政府専用機（プラス108億円）を除く防衛関係費は、平成27が48,221億円であり、対前年度プラス383億円であり、0・8%も成長した。

一般会計または新規後年度負担としては、平成26年度が20,378億円であり、平成27年度が25,623億円であり、平成26年度から平成27年度へいくと、5,245億円多くなり、25・7%も成長した。そのなかの既存経費としては、平成26年度が19,465億円であり、平成27年度が22,998億円（20,581億円）であり、平成26年度から平成27年度へいくと、3,534億円（1,117億円）多くなり、18・2%（5,7%）も成長した。ここにいう（）は、固定翼哨戒機（P-1）の長期契約による増分（15機、2,417億円を除いたものである。なお、SACO・兵軍再編経費としては、平成26年度が913億円であり、平成27年度が2,625億円であり、平成26年度から平成27年度へいくと、1,711億円も多くなり、187・4%も成長した。以下の計数は、すべて契約ベースである。

第一に、日本周辺海空域の安全保障³³については、固定翼哨戒機の取得（20機が3,504億円）、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）の建造（一隻の船体建造および二隻分のイージス・システムの一部の調達）が1,680億円、潜水艦の建造（一隻が643億円）、新早期警戒機（E-2D）の取得（一機が232億円）、早期警戒管制機（E-767）の能力向上（156億円）、滞空型無人機（グローバルホーク）システムの一部の取得（154億円）、哨戒ヘリコプター（SH-60K）の取得（二機が138億円）、新哨戒ヘリコプターの開発（70億円）とされている。

第二に、島嶼部に対する攻撃の対応³⁴については、常続監視体制が第303沿岸監視隊の新編（2億円）、新早期警戒機（E-2D）の取得（再掲）、滞空型無人機（グローバルホーク）システムの一部の取得（再掲）、とされおり、航空優勢の取得・維持が戦闘機（F-35A）の取得（6機が1,032億円、日本国内

³² 井口主計官「平成27年度防衛関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/05-15.pdf（閲覧日付2015年4月4日）。

³³ 飯田耕司、前掲書、41ページ。

³⁴ 「外交」編集委員会『外交（特集：世界の格差—どう乗り越えるか）』Vol.5（外務省、2011年）、118ページ。

参画の範囲を拡大することに伴う初年度177億円、その他関連経費（整備、補給、教育などに関するもの）181億円を別途計上）、03式中距離地对空誘導弾の取得（一式が164億円）、戦闘機（F-15）近代化改修（8機が101億円）、救難ヘリコプター（UH-60J）の取得（1機が49億円）、とされており、海上優勢の獲得・維持が海上作戦センターの整備（自衛艦隊司令部などの新庁舎）（10億円）、固定翼哨戒機（P-1）の取得（再掲）、哨戒ヘリコプター（SH-60k）の取得（再掲）、新哨戒ヘリコプターの開発（再掲）、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）の建造（再掲）、潜水艦の建造（1隻）（再掲）、とされており、迅速な展開・対処能力の向上がティルト・ローター機（V-22）の取得（5機が516億円）、民間海上輸送力の活用にかかわるPFI事業（250億円）、水陸両用車（AAV7）の取得（30両が203億円）、水陸両用作戦関連部隊などの整備（179億円）、南西警備部隊の配置（32億円）、水陸両用作戦能力向上のための「おおすみ」型輸送艦の改修（6億円）とされている。

第三に、弾道ミサイル攻撃などへの対応³⁵については、まず、弾道ミサイル攻撃への対応がイージス・システム搭載護衛艦の能力向上（2隻が168億円）、BMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3Block II A）の日米共同開発（94億円）、PAC-3部隊の市カ谷における展開基盤などの整備（30億円）、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）の建造（再掲）、とされており、ゲリラ・特殊部隊による攻撃への対応が個人用装備の取得（12億円）、新多用途ヘリコプターの共同開発（10億円）とされている。

第四に、宇宙空間における対応³⁶については、衛星通信の利用（214億円）、商用画像衛星の利用（76億円、ALOS-2の画像利用（2億円））、宇宙を利用したC4ISR（Command（指揮）、Control（統制）、Communication（通信）、Computer（コンピュータ）、Intelligence（情報）、Surveillance（監視）and Reconnaissance（偵察））の機能強化のための調査・研究など（50億円、宇宙空間での2波長赤外線センサの実証研究（48億円））とされている。

第五に、サイバー空間における対応³⁷については、ネットワーク監視器材の整備（30億円）、サイバー演習環境の機能強化（7億円）、サイバーディフェンス連携協議会（CDC）共同訓練の実施（0.2億円）、サイバーレンジの構築などにかかわる独立行政法人情報通信研究機構（NICT）との研究協力とされている。

³⁵ 田村重信、佐藤正久『教科書日本の防衛政策』（芙蓉書房出版、2008年）113、201、204ページ。

³⁶ 大沼保昭『国際法・国際連合と日本：高野雄一先生古稀記念論文集』（弘文堂、1987年）、269、329、941ページ。

³⁷ 日本政府によりモニタリングおよび情勢判断に対する対策が重点的に講じられることで、その後の意思決定と行動について各主体による自律的な対応の促進が期待できる（サイバーセキュリティと経営戦略研究会「第3章日本のサイバーセキュリティ関連組織の現状」『サイバーセキュリティ』（エヌティティ出版、2014年）113ページ）。

第六に、基地対策などの推進など³⁸については、平成27年度の基地対策などの予算は、4,425億円(対前年度+0.7%)とされ、基地周辺対策の一環としては、たとえば、防衛施設の設置市町村全般に対する補助金(民生安定助成事業)など230億円、防衛施設(飛行場・演習場など)の設置市町村に対する交付金(特定防衛施設周辺整備調整交付金)など195億円、SACO・米軍再編関係経費については、岩国飛行場への空母艦載機の移駐などに伴う施設整備などの推進のため、前年度+462億円の1,472億円(再編関連特別地域整備事業費として、駐留米軍などの再編の影響が極めて大きく、再編にとくに理解を示し協力を行う県に対して、公共施設の整備事業費19億円であるとされている。

第七に、機構・定員などについては、南西地域における警戒監視態勢および実効的な対処能力の充実・強化を図るための態勢を整備する³⁹ため、陸上自衛隊が91人、海上自衛隊が67人、航空自衛隊が72人という実員を増員するとされており、各種事態における実効的な抑止および対処などに対応するため、各種部隊の新編を実施し、陸上自衛隊が第303沿岸監視隊の新編(再掲)、航空自衛隊が第九航空団の新編、「防衛省改革の方向性」(平成25年8月)に基づき、防衛力の全体最適化、統合運用、政策立案機能などの強化のため、以下の組織改革を実施し、つまり統合幕僚監部へ実際の部隊運用業務を一元化し、政策立案機能および防衛力整備機能の強化のため、内部部局を改編、防衛省内の調達、研究開発などにかかわる装備取得関連部門(内部部局、各幕僚監部、技術研究本部、装備施設本部)を集約・統合した外局として、「防衛装備庁」を新設、併せて、防衛省内および防衛装備庁内の監察機能を強化するとされている。

第八に、効率化への取り組み(約1,530億円の節減効果)については、装備品などの調達における長期契約の導入(新規)(節減見込み額が約417億円)として、固定翼哨戒機P-1の長期契約による一括調達(20機のP-1調達について節減見込み額が約417億円を超え(10.9%)、維持・整備方法の見直し(節減見込み額が約336億円)として、可動率の向上と適時適切な部品供給態勢の確保などを図るためのPBL(Performance Based Logistics)の導入が掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)(三年度間での節減見込み額が15億円)とされ、航空機(P-3C哨戒機)機体整備間隔の延伸として、定期整備の間隔を48ヶ月から60ヶ月に延伸(五年度間での節減見込み額が23億円を超え)するとされ、装備品のまとめ買い(節減見込み額が約350億円)として、イージス・システムのまとめ買い(二隻分の節減見込み額が109億円を超え)であるとされ、航空機行動用弾薬(AAM-4B)のまとめ買い(三年

³⁸ 防衛省『日本の防衛—防衛白書<平成26年版>』(日経印刷、2014年)172-173ページ。

³⁹ 防衛省「平成26年度概算要求の概要」26ページ <http://www.mod.go.jp/j/yosan/2014/gaisan.pdf> (閲覧日付2015年4月14日)。

分の節減見込み額が29億円を超え)であるとされ、民生品の使用・仕様の見直し(節減見込み額が約423億円)として、「あさぎり」型護衛艦の戦闘指揮システムの近代化に際し、民生品を使用(節減見込み額が29億円を超え)するとされ、システム関連器材の集約などによる効率化(節減見込み額が14億円を超え)であるとされている。

八、平成27(2015)年に成立された日本平和安全法制

平成26年7月1日、日本政府は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定を行った⁴⁰。この閣議決定を踏まえ、日本政府内での検討および与党間の協議を経て、日本政府は、平和安全法制関連2法案を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、平成27年9月19日に成立した。ここにいう「平和安全法制」とは、日本と世界の平和と安全を確かなものに、第一に、日本国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能にすること、第二に、国際社会の平和と安定への一層の貢献を可能にすること、つまり積極的平和主義を取ること。にもかかわらず、日本は、平和国家、専守防衛を始め、戦後の70年の歩みは、変わらない。やはり、外交努力を重視したうえで、万が一の備えをすることである。そして、日米同盟を含め、抑止力を向上し、日本が攻撃を受ける可能性を一層なくしていくのである。前記の平和安全法制により、例えば、第一に、国連PKOや、そのたの国際的な平和協力活動へのより幅広い参加が可能にすることであり、いわゆる安全確保業務、駆け付け警護などであり、第二に、日本の平和および安全に重要な影響を与える事態や国際社会の平和および安全を脅かす事態において、他国軍隊に対する支援活動が可能にすることであり、第三に、集団的自衛権の行使が容認されるのは、「新三要件」という厳格な要件が満たされる場合にかぎられるのである。また、ここにいう「新三要件」は、自衛の措置としての「武力の行使」のためのものである。すなわち、第一に、日本に対する武力攻撃が発生したこと、または日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、第二に、これを排除し、日本の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと、第三に、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことである⁴¹。

ここにいう「平和安全法制」は、次のように構成されている。ひとつは、平和安全法制整備法であり、もうひとつは、国際平和支援法である。前者は、日本および国際社会の平和および安全の確保に資するための自衛隊法などの一

⁴⁰ 日本外務省、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定全文(平成26年7月1日)、<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf> (20151130)

⁴¹ 日本外務省、「日本平和安全法制」およびその他の安全保障政策、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000026622.pdf> (20151130)

部を改正する法律であり、後者は、国際平和共同対処事態に際して日本が実施する諸外国の軍隊などに対する協力支援活動などに関する法律である。

前者では、次のような一〇本の法律改正を含んでいる⁴²。まず第一に、一本目の自衛隊法の改正では、在外邦人などの保護措置、米軍などの部隊の武器などの防護、平時における米軍に対する部品役務の提供の拡大、国外犯処罰規定が含まれている。第二に、二本目の国際平和協力の改正では、国連PKOなどにおいて実施できる業務の拡大（いわゆる安全確保、駆け付け警護）、業務に必要な武器使用権限の見直し、国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保などの活動の実施が含まれている。第三に、周辺事態安全確保法を改正して、三本目の重要影響事態安全確保法では、日本の平和および安全に重要な影響を与える事態における米軍などへの支援を実施することなど、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊などに対する支援活動を追加すること、支援メニューの拡大が含まれている。第四に、四本目の船舶検査活動法の改正では、周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正、国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施が含まれている。第五に、事態対処法制の改正では、五本目の事態対処法には存立危機事態の名称、定義、手続きなどの整備が含まれており、自衛隊法には、存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置づけ、行動、権限などが含まれており、六本目の米軍など行動関連措置法には、武力攻撃事態などに対処する米軍に加えて、武力攻撃事態などにおける米軍以外の外国軍隊、存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加することが含まれており、七本目の特定公共施設利用法には、武力攻撃事態などにおける米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設などの利用調整対象に追加することが含まれており、八本目の海上輸送規制法には、存立危機事態における海上輸送規制の実施が含まれており、九本目の捕虜取り扱い法には、存立危機事態における捕虜取り扱い法の適用がふくまれている。十本目の国家安全保障会議設置法の改正では、法改正などを踏まえた審議事項の整理が含まれている。

九、結びとして---「中華民国政府」の取るべき防衛政策についての提言

「中華民国政府」の馬英九総統が提唱する「磐石のように堅固」の防衛方針では、戦争の予防、「中華民国政府」の領土防衛、緊急事態への対応、衝突の防止および地域の安定を戦略目標とし、「防衛固守、有効抑止」を内容とする軍事戦略をとっている。「中華民国政府」は、軍隊の専門性を高めるために、総兵力を27万5千人から21万5千人まで削減しつつ、二〇一四年（平成2

⁴² 内閣官房、内閣府、外務省、防衛省『『平和安全法制』の概要---わが国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備』

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf> (20151130)

6年)末までに徴兵および志願兵から構成されている「中華民国政府」の軍隊を完全志願制に移行させることを目指していたが、「中華民国政府」の国防部が完全志願制への移行は二〇一六(平成28)年まで達成不可能と述べた。また、「中華民国政府」の軍隊は、先進科学技術の導入や統合作戦能力の整備を重視しているほか、二〇〇九(平成21)年8月の台風により深刻な被害が発生したことを踏まえ、防災・災害救助能力を軍隊の主要任務の一つとしている。「中華民国政府」の勢力は、現在、海軍陸戦隊を含めた陸上戦略が約21万5千人であり、このほか、有事には陸・海・空軍合わせて約165万人の予備役兵力を投入可能とされている。海上戦力については、アメリカから導入されたキッド級駆逐艦のほか、比較的近代的なフリゲートなどを保有している。航空戦力については、F-16A/B戦闘機、ミラージュ2000戦闘機、経国戦闘機などを保有している。

中華人民共和国政府の人民解放軍がミサイル戦力や海・空軍力の拡充を進めるなかで、「中華民国政府」の軍隊は、装備の近代化が依然として課題であると考えられている。アメリカ国防総省は、これまで「台湾関係法」に基づき、「中華民国政府」への武器売却を決定してきている。たとえば、二〇〇八(平成20)年十月に地対空ミサイル・ペトリオットPAC-3、AH-64D攻撃ヘリコプターなどの売却を、二〇一〇(平成22)年一月にPAC-3,UH-60ヘリコプター、オスプレイ級掃海艇などの売却を、二〇一一(平成23)年九月にF-16A/B戦闘機の改良に必要とされる機器などを含む武器売却を、それぞれ決定している。にもかかわらず、「中華民国政府」側は、F-16C/D戦闘機などの購入も希望している。一方、「中華民国政府」は、独自の装備開発も進めており、地対空ミサイル天弓Ⅱや対艦ミサイル雄風Ⅱを配備しているほか、長距離攻撃能力の獲得のため、巡航ミサイル雄風ⅡEの開発や、弾道ミサイル対処能力の獲得のため、地対空ミサイル天弓Ⅲの開発などを進めているとされている。「中華民国政府」の軍隊と「中華人民共和国政府」の人民解放軍についての一般的な特徴は、第一に、陸軍力については、「中華人民共和国政府」の人民解放軍が圧倒的な兵力を持っているが、台湾本島への着上陸侵攻能力は限定的である。にもかかわらず、近年、「中華人民共和国政府」の人民解放軍は、大型揚陸艦の建造など着上陸侵攻能力の向上に努めている。第二に、海・空軍力については、「中華人民共和国政府」の人民解放軍が量的に圧倒するだけでなく、「中華民国政府」の軍隊が優位であった質的な面においても、近年、「中華人民共和国政府」の人民解放軍が着実に強化されている。第三に、ミサイル攻撃力については、「中華人民共和国政府」の人民解放軍は、台湾を射程に収める短距離弾道ミサイルなどを多数保有しており、「中華民国政府」の軍隊には、有効な対処手段が乏しいと見られている。軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量のみならず、想定される軍事作戦の目的や様相、運用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要素から判断されなければならないが、「中華人民共和国政府」の

人民解放軍は、軍事力の強化を急速に進め、両側の軍事力バランスは、全体として「中華人民共和国政府」の人民解放軍に有利な方向に変化している。「中華民国政府」の国防部「国防報告書」によると、二〇〇七年から二〇一四年にかけて、約3千億台湾ドルぐらいで、対前年度伸び率が20%を超えている。また、ミリタリーバランス（各年版）によると、一九九一年から二〇一四年にかけて、「中華民国政府」の空軍（経国、F-16,ミラージュ2000）と「中華人民共和国政府」の空軍（Su-27/J-11,Su-30,J-10）の推移からみると、二〇〇五年までに「中華民国政府」の空軍が優勢に立っていたが、二〇〇七年に両側がほぼ同じであり（約350機）、その後、「中華人民共和国政府」の空軍が逆に優勢に立ってしまい、二〇一四年に倍の700機を保有している⁴³。

前記の「中華民国政府」の軍隊の勢力からみると、本論文は、日本の集団的自衛権に基づく二〇一五年日米防衛のための指針改正の可能性、主体的な決定権をもつ日本の国家安全保障会議の位置づけ、日本の集団的自衛権による国家安全戦略のもとの日米同盟を中心とする同盟拡大、平成27年度の防衛計画に基づく防衛予算の評価、同年に成立された日本平和安全法制といった日本の積極的な平和主義を検討してきたことに基づき、中華民国憲法体制にある台湾「省」は、中華民国憲法を廃止し、台湾共和国憲法を制定し、新しい現代国際法的主権国家としての「台湾共和国」をもって、日本、アメリカ、韓国、オーストラリア、アセアン諸国などの集団的自衛権を持っている国際社会における普遍的な価値観を共有する諸国をはじめとする国際連合憲章における集団的安全保障体制に加入すべきであることを通して、これから「中華民国政府」の軍隊の勢力をはるかに超えている「中華人民共和国政府」の人民解放軍からの侵攻に対抗することができるのではないかと提言するものである。

⁴³平成26年度防衛白書

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/n1134000.html>（閲覧日付2015年4月7日）。

日本安全保障政策的轉換
--「中華民國政府」的防衛政策--

胡慶山

(淡江大學國際研究學院亞洲研究所日本研究組專任副教授兼日本研究中心主任)

【摘要】

本篇論文主要是針對二〇一五年日本基於集體自衛權進行日美防衛合作指針修訂的可能性、擁有主體性決定權的國家安全保障會議的定位、日本國家安全戰略在集體自衛權下以日美同盟為核心的同盟擴大、基於平成二七年度防衛計畫的防衛預算的評估、二〇一五年日本成立的和平安全法制，檢討日本的積極和平主義後，針對「中華民國政府」應採取的防衛政策進行建言。

關鍵字：日本、安全保障、集體自衛權、日美防衛合作指針、國家安全保障會議、日美同盟、防衛、和平安全法制、積極和平主義、中華民國政府

The Conversion of Japan's Security Policy
--On the Suggestions of "ROC government" Defense Policy--

Ching-shan, HU

Direct of the Center of Japanese Studies,
Full-time Associate Professor, Division of Japanese Studies,
Institute of Asian Studies, College of International Affairs,
Tamkang University

Abstract

This paper is mainly for the possibility of Japan-US Defense Cooperation Guideline revised in 2015 under the right of collective self-defense, the position of National Security Council which has subjective decision-making power, the expansion of alliance which is as the core of Japan-US alliance under the right of collective self-dense in the Japan's National Security Strategy, the assessment of Defense Budget under the Heisei Twenty-seven year Defense Plan, after examining Japan's active pacifism, Establishment of Japan Peace and Security Legal System in 2015, and make suggestions of defense policy which "ROC government" should take as a conclusion.

Keywords: Japan, Security, right of collective self-defense, Japan-US defense cooperation guideline, National Security Council, Japan-US alliance, defense, active pacifism, ROC government

<参考文献>

「外交」編集委員会『外交（特集：世界の格差—どう乗り越えるか）』Vol.5(外務省、2011年)、118 ページ。

_____『外交（特集：2032年「未来予測」を超えて）』Vol.17(時事通信社、2013年)、79 ページ。

「閣議決定と新3要件」、朝日新聞朝刊、2014年7月6日、

<https://kotobank.jp/word/%E9%96%A3%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%A8%E6%96%B03%E8%A6%81%E4%BB%B6-896977>（閲覧日付2015年3月10日）。

「集团的自衛権で政府『新事態』提示 与党は詰めの協議へ」、朝日新聞、2015年3月6日、<http://www.asahi.com/articles/ASH363CJBH36UTFK002.html>（閲覧日付2015年3月10日）。

朝雲新聞社編集局『防衛ハンドブック平成22年版』（朝雲新聞社、2010年）390,431,518 ページ。

飯田耕司『国防の危機管理と軍事OR』（三恵社、2011年）69 ページ。

井口主計官「平成27年度防衛関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/05-15.pdf（閲覧日付2015年4月4日）。

蒲公英『戦争の真実：死と再生の魔術』（文芸社、2006年）55 ページ。

浦野起央『日本の国境：分析・資料・文献』（三和書籍、2013年）529 ページ。

_____『地図と年表で見る日本の領土』（三和書籍、2014年）36 ページ。

大沼保昭『国際法・国際連合と日本：高野雄一先生古稀記念論文集』（弘文堂、1987年）、269、329、941 ページ。

香山哲司『なぜマイクロソフトはサイバー攻撃に強いのか？』（技術評論社、2014年）17 ページ。

加藤嘉一「台湾地方選で国民党惨敗 中国民主化と中台関係へどう影響するか」<http://diamond.jp/articles/-/63015>（閲覧日付 2015年4月1日）。

家族会、救う会、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会『「北朝鮮拉致」の全貌と解決：国際的視野で考える』（産経新聞、2007年）78 ページ。

外務省『外交青書：わが外交の近況』第52期（大蔵省印刷局、2009年）80 ページ。

北朝鮮、ミサイル発射準備か 韓国メディア報道
http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H4T_W5A400C1EAF000/（閲覧日付 2015年4月7日）

小谷哲男「日米ガイドライン改定 まず安保法制の整備を」
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/4604?page=3>（閲覧日付 2015年4月1日）。

サイバーセキュリティと経営戦略研究会「第3章日本のサイバーセキュリティ関連組織の現状」『サイバーセキュリティ』（エヌティティ出版、2014年）113 ページ。

佐伯啓思『文明的野蛮の時代』（エヌティティ出版、2012年）46 ページ。

情報通信総合研究所「1 新興国の概況・ICT市場俯瞰と日本の課題」『情報通信アウトルック 2012』（エヌティティ出版、2011年）290-291 ページ。

白戸圭一「テロに走るイスラム過激主義勢力——統治力試されるアフリカ大陸」『外交 Vol.19 特集：日本戦略外交の死角アフリカ』Vol.19(「外交」編集委員会、2013年)、61-67 ページ。

鈴木美勝「日中『不信連鎖』の中の安保戦略リスク」『外交（特集：歴史の戦争 試される外交）』Vol.26(「外交」編集委員会、2014年)、61 ページ。

台湾・台南に緊急着陸の米軍F 18 戦闘機、修理終え飛び立つ
<http://japan.cna.com.tw/news/apol/201504030007.aspx>（閲覧日付 2015年4月7日）。

田村重信、佐藤正久『教科書日本の防衛政策』（芙蓉書房出版、2008年）113、201、204 ページ。

張鉄志「台北市長選挙は青年世代的選擇」, 騰訊大家
<http://dajia.qq.com/blog/459303021614475>（閲覧日付 2015年3月8日）

ピーター・エニス「はるか先に日米統合軍が見えている——防衛ガイドライン見直しの焦点とは？」<http://toyokeizai.net/articles/-/63837>（閲覧日付 2015年4月1日）。

久保文明、高畑昭男「第3章オバマ政権の東アジア政策と航行の自由」『アジア回帰するアメリカ-外交安全保障政策の検証』（エヌティティ出版、2013年）63ページ。

北京共同通信、「中国軍、第一列島線突破を断言 海上摩擦増加も」、2010年8月7日、<http://www.47news.jp/CN/201008/CN2010080701000720.html>（閲覧日付2015年3月10日）。

船越健裕『アメリカの選択、日本の選択』（文芸社、2006年）176ページ。
平成二五年一二月17日国家安全保障会議決定閣議決定「国家安全保障戦略について」
http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy_j/nss_j.pdf#search='%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E5%85%88%E7%B4%84'（閲覧日付2015年4月4日）。

平成26年度防衛白書
<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/n1134000.html>（閲覧日付2015年4月7日）。

防衛省『日本の防衛-防衛白書<平成26年版>』（日経印刷、2014年）172-173ページ。

_____防衛研究所「日本安全保障政策の新たな展開」
<http://www.nids.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2014/j01.pdf>（閲覧日付2015年4月2日）。

_____「平成26年度概算要求の概要」26ページ
<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2014/gaisan.pdf>（閲覧日付2015年4月14日）。

21世紀中国総研『中国ハンドブック2008年版』（蒼蒼社、2008年）140ページ）。

宮崎健雄、「北朝鮮、日本海に向け短距離ミサイル2発発射」、2015年3月2日、<http://news.livedoor.com/article/detail/9839700/>（閲覧日付2015年3月10日）。

山本武彦、天兒慧『東アジア共同体の構築第一巻』（岩波書店、2007年）132,340ページ。

吉崎知典「国家安全保障会議（日本NSC）の仕組みと機能」『外交（特集：日本外交未知ととの遭遇）』Vol.23（「外交」編集委員会、2014年）、88ページ。

IRIB WORLD SERVICE「緊急発進は航空自衛隊を消耗させる」、2015年3月7日、<http://japanese.trib.ir/news/latest-news/item/52747>（閲覧日付2015年3月10日）。

日本外務省、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定全文（平成26年7月1日）、
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>（閲覧日付2015年11

月 30 日)

日本外務省、「日本平和安全法制」およびその他の安全保障政策、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000026622.pdf> (閲覧日付 2015 年 11 月 30 日)

内閣官房、内閣府、外務省、防衛省「『平和安全法制』の概要――わが国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf> (閲覧日付 2015 年 11 月 30 日)

■ 胡慶山 Hu Ching-shan

台湾・淡江大学日本語学科学士、台湾・淡江大学日本研究所法学修士、日本・北海道大学法学研究科修士、博士（法学）、助手、台湾・淡江大学日本研究所助理教授。現在、台湾・淡江大学アジア研究所日本研究組副教授兼日本研究センター主任。主な研究分野は、日本政治、日本国憲法、国際法、国際人権法。著書に『台湾地位與公法學(上)(下)』（著者、稻郷出版社、2006 年）、『當代國際法戰略關係下的台灣問題』（著者、稻郷出版社、2015 年予定）、『聯合國公民與政治權利國際公約族群、宗教或語言少數者權利之考察—兼論台灣的原住民族權利』（科技部人文社會科學研究中心補助期刊審查專書書稿通過）（元照出版、2015 年予定）、論文に、「公民與政治權利國際公約基本權克減(derogate)措施之探討」、台湾國際法季刊，第 97 卷第 3 期，73-121 頁などがある。